

【更新履歴】

・更新月日:5月19日(募集要領 Ver.2)

ページ	項目	訂正内容	
		(誤)	(正)
p.9	2.3.2 補助額 (1) 建設 工事等に 係る補助 額 ①設計費	<p>省CO₂設計のシミュレーションなど先導的な省CO₂技術に係る建築構造、建築設備等に係る設計費、<u>省エネルギー性能の表示に係る費用（第三者認証や認定表示を受けるための申請費用、評価結果を表示する費用（プレート代、シール代等））</u>として、国土交通省が認める費用を対象とします。</p> <p>なお、<u>設計や性能表示のみ</u>でその後の整備を伴わないプロジェクトは対象となりません。また、一般的な設計費は対象外です。</p>	<p>a. 省CO₂設計に関する設計費</p> <p>省CO₂設計のシミュレーションなど先導的な省CO₂技術に係る建築構造、建築設備等に係る設計費、として、国土交通省が認める費用を対象とします（ただし、採択後に着手するものに限る）。</p> <p>なお、設計やのみでその後の整備を伴わないプロジェクトは対象となりません。また、一般的な設計費は対象外です</p> <p>b. <u>省エネルギー性能の表示に関する費用</u></p> <p><u>第三者認証や基準適合認定を取得して省エネルギー性能を表示するための下記の費用を対象とします（ただし、採択後に着手するものに限る）。</u></p> <p>1) <u>設計一次エネルギー消費量やB E I等の計算に要する費用</u></p> <p>2) <u>第三者認証や基準適合認定の取得に要する申請費用（審査費用、申請書作成代行費用等）</u></p> <p>3) <u>評価結果を表示するための費用（プレート代、シール代等）</u></p> <p>なお、<u>省エネルギー性能の表示のみ</u>でその後の整備を伴わないプロジェクトは対象となりません。また、自己評価にて省エネルギー性能を表示する場合の費用は対象外です。</p>
p.10	2.3.2 補助額 注釈	<p><u>※省エネルギー性能の表示に係る費用について、下記の費用は対象となりません。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>採択前に第三者認証等を受けた申請費用</u> ・ <u>第三者認証を受けるための申請書作成に係る費用（申請書作成やエネルギー消費量の計算の代行等）</u> 	(削除)

ページ	項目	訂正内容	
		(誤)	(正)
p.13	2.4.2 補助額 (1) 建設 工事等に 係る補助 額 ①設計費	<p>省CO₂設計に係るシミュレーション費用などに対し、プロジェクト全体事業費の1%以内かつ5百万円を上限(国費)に、補助します。また、<u>省エネルギー性能の表示に係る費用(第三者認証や認定表示を受けるための申請費用、評価結果を表示する費用(プレート代、シール代等))</u>として、国土交通省が認める費用を対象とします。</p> <p>なお、<u>設計や性能表示のみ</u>でその後の整備を伴わないプロジェクトは対象となりません。また、一般的な設計費は対象外です。</p>	<p>a. 省CO₂設計に関する設計費 省CO₂設計に係るシミュレーション費用などに対し、プロジェクト全体事業費の1%以内かつ5百万円を上限(国費)に、補助します(ただし、採択後に着手するものに限る)。</p> <p>なお、<u>設計やのみ</u>でその後の整備を伴わないプロジェクトは対象となりません。また、一般的な設計費は対象外です。</p> <p>b. <u>省エネルギー性能の表示に関する費用</u> <u>第三者認証や基準適合認定を取得して省エネルギー性能を表示するための下記の費用を対象とします(ただし、採択後に着手するものに限る)。</u></p> <p>1) <u>設計一次エネルギー消費量やBEI等の計算に要する費用</u></p> <p>2) <u>第三者認証や基準適合認定の取得に要する申請費用(審査費用、申請書作成代行費用等)</u></p> <p>3) <u>評価結果を表示するための費用(プレート代、シール代等)</u></p> <p>なお、<u>省エネルギー性能の表示のみ</u>でその後の整備を伴わないプロジェクトは対象となりません。また、<u>自己評価にて省エネルギー性能を表示する場合の費用は対象外です。</u></p>
p.14	2.4.2 補助額 注釈	<p><u>※省エネルギー性能の表示に係る費用について、下記の費用は対象となりません。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>採択前に第三者認証等を受けた申請費用</u> ・ <u>第三者認証を受けるための申請書作成に係る費用(申請書作成やエネルギー消費量の計算の代行等)</u> 	(削除)

ページ	項目	訂正内容	
		(誤)	(正)
p.17	2.5.2 補助額 (1) 建設 工事等に 係る補助 額 ①設計費	<p>省CO₂設計のシミュレーションなど先導的な省CO₂技術に係る建築構造、建築設備等に係る設計費、<u>省エネルギー性能の表示に係る費用（第三者認証や認定表示を受けるための申請費用、評価結果を表示する費用（プレート代、シール代等））</u>として、国土交通省が認める費用を対象とします。</p> <p>なお、設計や性能表示のみでその後の整備を伴わないプロジェクトは対象となりません。また、一般的な設計費は対象外です。</p>	<p>a. 省CO₂設計に関する設計費</p> <p>省CO₂設計のシミュレーションなど先導的な省CO₂技術に係る建築構造、建築設備等に係る設計費、として、国土交通省が認める費用を対象とします（ただし、採択後に着手するものに限る）。</p> <p>なお、設計やのみでその後の整備を伴わないプロジェクトは対象となりません。また、一般的な設計費は対象外です</p> <p>b. <u>省エネルギー性能の表示に関する費用</u></p> <p><u>第三者認証や基準適合認定を取得して省エネルギー性能を表示するための下記の費用を対象とします（ただし、採択後に着手するものに限る）。</u></p> <p>1) <u>設計一次エネルギー消費量やB E I等の計算に要する費用</u></p> <p>2) <u>第三者認証や基準適合認定の取得に要する申請費用（審査費用、申請書作成代行費用等）</u></p> <p>3) <u>評価結果を表示するための費用（プレート代、シール代等）</u></p> <p>なお、<u>省エネルギー性能の表示のみでその後の整備を伴わないプロジェクトは対象となりません。また、自己評価にて省エネルギー性能を表示する場合の費用は対象外です。</u></p>
p.18	2.5.2 補助額 注釈	<p><u>※省エネルギー性能の表示に係る費用について、下記の費用は対象となりません。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>採択前に第三者認証等を受けた申請費用</u> ・ <u>第三者認証を受けるための申請書作成に係る費用（申請書作成やエネルギー消費量の計算の代行等）</u> 	(削除)

ページ	項目	訂正内容	
		(誤)	(正)
p.126	Q28 A	いずれも補助対象ではありません。	本事業で定める省エネルギー性能の表示として、BELSやCASBEEの第三者評価を行う場合は、設計一次エネルギー消費量やBEI等の計算をする費用も補助対象となります。そのほか、BELSやCASBEEの自己評価のための外注費、工事管理委託費は補助対象ではありません。

・更新月日:6月15日(募集要領 Ver.3)

ページ	項目	訂正内容	
		(誤)	(正)
p.8	2.1 事業の要件 ③	遅くとも着手の翌年度には補助対象の出来高が発生するものを対象とします。	遅くとも着手の翌年度には補助対象の出来高が発生し、その出来高に応じた補助対象の支払いが完了するものを対象とします。
p.10	2.3.2 (1)④ 技術の検証費	施設の整備費は、実験・検証の期間（展示の期間を含む。以下同じ）中の減価償却に要する費用として、整備費×0.9×実験・検証期間の年数/5の費用を補助対象とします。	施設の整備費は、実験・検証の期間（展示の期間を含む。以下同じ）中の減価償却に要する費用として、整備費×0.9×実験・検証期間の年数/7の費用を補助対象とします。
p.14	2.4.2 (1)④ 技術の検証費	施設の整備費は、実験・検証の期間（展示の期間を含む。以下同じ）中の減価償却に要する費用として、整備費×0.9×実験・検証期間の年数/5の費用を補助対象とします。	施設の整備費は、実験・検証の期間（展示の期間を含む。以下同じ）中の減価償却に要する費用として、整備費×0.9×実験・検証期間の年数/7の費用を補助対象とします。
p.18	2.5.2 (1)④ 技術の検証費	施設の整備費は、実験・検証の期間（展示の期間を含む。以下同じ）中の減価償却に要する費用として、整備費×0.9×実験・検証期間の年数/5の費用を補助対象とします。	施設の整備費は、実験・検証の期間（展示の期間を含む。以下同じ）中の減価償却に要する費用として、整備費×0.9×実験・検証期間の年数/7の費用を補助対象とします。

ページ	項目	訂正内容	
		(誤)	(正)
p.20	2.7 複数年度にまたがる事業に対する補助	原則として補助対象部分についての <u>出来高に応じて</u> 、各年度に補助を行います。平成28年度は、平成28年度中に <u>工事が行われた部分</u> について補助を行います。	原則として補助対象部分についての <u>出来高に応じた支払いが完了するものについて</u> 、各年度に補助を行います。平成28年度は、平成28年度中に <u>工事が行われ、支払いが完了した部分</u> について補助を行います。
p.24	3.3.5 実績報告及び額の確定について	交付すべき補助金の額を確定し、支払いの手続きを行います。	交付すべき補助金の額を確定し、支払いの手続きを行います。 <u>なお、「補助事業実績報告書」とあわせて、当該年度の補助対象部分の支払いを証明する書類（領収書等）等の提出を求めます。</u>
p.24	3.4.1 取得財産の管理等について	<u>設計費・建設工事費</u> にかかるものを除き、取得価格及び効用の増加した価格が単価50万円以上のものについては、 <u>5年以内に大臣の承認を受け</u> ないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。	<u>設計費</u> にかかるものを除き、取得価格及び効用の増加した価格が単価50万円以上のものについては、 <u>補助事業完了後10年間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）において耐用年数が10年未満のものにあつてはその耐用年数の間）は大臣の承認なく、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。</u>
p.58	様式5 (注5)	遅くとも着手の翌年度には補助対象の出来高が <u>発生するもの</u> を対象とします。	遅くとも着手の翌年度には補助対象の出来高が <u>発生し、その出来高に応じた補助対象の支払いが完了するもの</u> を対象とします。
p.61	様式6-3 (注6)	対象となる費用＝施設の整備費×0.9×実験・検証期間の年数／ <u>5</u>	対象となる費用＝施設の整備費×0.9×実験・検証期間の年数／ <u>7</u>
p.76	様式5 (注6)	遅くとも着手の翌年度には補助対象の出来高が <u>発生するもの</u> を対象とします。	遅くとも着手の翌年度には補助対象の出来高が <u>発生し、その出来高に応じた補助対象の支払いが完了するもの</u> を対象とします。
p.79	様式6-3 (注6)	対象となる費用＝施設の整備費×0.9×実験・検証期間の年数／ <u>5</u>	対象となる費用＝施設の整備費×0.9×実験・検証期間の年数／ <u>7</u>
p.96	様式5 (注5)	遅くとも着手の翌年度には補助対象の出来高が <u>発生するもの</u> を対象とします。	遅くとも着手の翌年度には補助対象の出来高が <u>発生し、その出来高に応じた補助対象の支払いが完了するもの</u> を対象とします。

ページ	項目	訂正内容	
		(誤)	(正)
p.99	様式 6-3 (注 6)	対象となる費用＝施設の整備費×0.9×実験・検証期間の年数／ <u>5</u>	対象となる費用＝施設の整備費×0.9×実験・検証期間の年数／ <u>7</u>
p.116	様式 5 (注 5)	遅くとも着手の翌年度には補助対象の出来高が <u>発生するもの</u> を対象とします。	遅くとも着手の翌年度には補助対象の出来高が <u>発生し、その出来高に応じた補助対象の支払いが完了するもの</u> を対象とします。
p.119	様式 6-3 (注 6)	対象となる費用＝施設の整備費×0.9×実験・検証期間の年数／ <u>5</u>	対象となる費用＝施設の整備費×0.9×実験・検証期間の年数／ <u>7</u>
p.123	Q13 A	「遅くとも着手の翌年度には補助対象の出来高が <u>発生するもの</u> 」。	「遅くとも着手の翌年度には補助対象の出来高が <u>発生し、その出来高に応じた補助対象の支払いが完了するもの</u> 」